

大津市軽費老人ホーム利用料等取扱基準

1 基本利用料

軽費老人ホームにおける入所者 1 人 1 か月当たりの基本利用料は、「事務費（サービスの提供に要する費用）」、「生活費」、「管理費（居住に要する費用）」の合算額以下とする。

2 事務費

- (1) 事務費は、大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月 22 日大津市条例第 11 号。以下「設備運営基準」という。）第 16 条の第 1 項第 1 号に規定される「サービスの提供に要する費用」をいうものである。
- (2) 事務費（月額）は、入所者が負担すべき額として市長が定める額を上限とする。
- (3) 事務費（月額）は、別表 1 の事務費基本額（月額）に民間施設給与等改善費及び処遇改善加算を加えた額とする。
- (4) 事務費助成基準額は、事務費（月額）から、別表 2 の本人からの徴収額を差し引いた額とする。
- (5) 民間施設給与等改善費

地方公共団体の経営する施設以外の施設（ただし、昭和 46 年 7 月 16 日社庶第 121 号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。）であって「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱について」（昭和 63 年 5 月 27 日社施第 84 号厚生省社会局長通知）に定めるところに準じて（管理費特別加算は除く）民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合に算定するものとし、事務費（月額）に、下表の加算率を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより算定した民間施設給与等改善費を算定し、それ以外の入所者との単価と区分して用いること。

施設の区分	職員一人当たりの平均勤続年数	民間施設給与等改善費加算率
A 階級	14 年以上	10.5%
B 階級	12 年以上 14 年未満	10.0%
C 階級	10 年以上 12 年未満	8.5%
D 階級	8 年以上 10 年未満	7.5%
E 階級	6 年以上 8 年未満	6.0%
F 階級	4 年以上 6 年未満	4.5%
G 階級	2 年以上 4 年未満	3.5%
H 階級	2 年未満	2.0%

(6) 処遇改善加算

職員の処遇改善を行う場合に算定するものとし、下表の計算により得た額(円未満切捨て)とする。

処遇改善の対象は、軽費老人ホームに勤務する介護職員とする。ただし、当該軽費老人ホームにおいて、介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、本補助金が介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で実施するものとする。この場合において、特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設にあつては、特定施設入居者生活介護に配置される介護職員数(常勤換算)を除くこと。

処遇改善額 ①		補助年度の各月の介護職員の常勤換算数(小数点第2位を切り捨てた数)の総和 ②	補助年度の各月の入所者の総和 ③	処遇改善加算額 (①×②÷③)
令和6年4月～5月適用	令和6年6月以降適用			
15,000 円/月	9,000 円/月	人	人	円

3 生活費（月額）

- (1) 生活費（食材料費及び共用部分の光熱水費に限る）は、市長が定める額を上限とする。

1人当たりの額	地区別冬期加算額 (11月から3月まで)
46,940 円	2,150 円

4 管理費

- (1) 管理費は、設備運営基準第16条の第1項第3号に規定される「居住に要する費用」をいうものである。
- (2) 管理費については、次に定めるところによる一括支払い方式、分割支払い方式、併用支払い方式のうち、入所者本人の意向に十分に配慮しつつ、原則として分割支払い方式をとるよう努めるものとする。

(3) 一括支払い方式

一括支払い方式とは、施設の建設年次の施設整備費（土地取得費を除く。）から、国庫補助額、都道府県補助額、民間施設給与等改善費の管理費加算等のうち借入金返還予定額、都道府県等の借入金返還助成額等公的補助額を差し引いた設置者負担額の範囲内の額を定員又は入所者数に応じて配分した額（以下「管理費基礎額」という。）を基礎とし、一括納入する方式である。

なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定に基づき選定され、施設の貸与を受けて運営している場合には、前述の「建設年次の施設整備費」とあるのを「施設及び施設用地の賃借料総額を現在価値で換算した額」と読み替えるものとする。

(4) 分割支払い方式

分割支払い方式とは、管理費基礎額に一定の期間の月数（20年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た額を定期的に納入する方式である。

(5) 併用支払い方式

併用支払い方式とは、管理費基礎額のうち、一定額を一括納

入させるとともに、残余の額に一定の期間の月数（20年を標準とする。）の利息を加えた額を当該月数で除して得た数を定期的に納入する方式である。

(6) この管理費の設定は、上限を示したものであり、その範囲内で地域のニーズ等を勘案し、設定することは差し支えない。

(7) 当初からの入所者との均衡及び施設の老朽化に伴う修繕費、改築時に要する費用が必要となること等に鑑み、軽費老人ホームが開所し、一定期間経過した後入所する者についても、管理費基礎額の範囲内で管理費を設定して差し支えない。

(8) 入所者が一定の期間（20年を標準とする。）未満の期間以内に退所した場合には、一括支払い方式で支払われた管理費又は、併用支払い方式による一括納入金を一定の期間（20年を標準とする。）から経過期間を差し引いた期間に応じ、均等払いで、退所時に利用者に返還すること。

なお、軽費老人ホーム単独経営の社会福祉法人など財政基盤が十分でないと判断される場合であって、かつ、着工時において相当数の入所者が確保されていない場合については、十分な入所者を確保し、安定的な経営が見込まれるまでの間について、入居金の返還債務について銀行保証等が付されていること。

(9) 管理費の減額

管理費は、入所者の所得の低い場合や夫婦で利用する場合等入所者の実態に応じ、一定の範囲内で減額しても差し支えないものである。

附則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和4年10月1日から施行し、大津市軽費老人ホーム利用料等取扱基準の規定は、同年4月1日から適用する。

附則

この基準は、令和6年9月1日から施行し、大津市軽費老人ホーム利用料等取扱基準の規定は、同年4月1日から適用する。

別表 1

事務費（月額）

○ 留意事項

特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、事務費（月額）について、以下のとおりとする。

	事務費（月額）	備 考
特定施設入居者生活介護の利用者	⑤、⑥、⑦、⑧のいずれか	⑥+⑩、⑧+⑩の組み合わせについては、一般入所者が30人以下の場合を除く
上記以外の一般入所者	上記に⑨又は⑩を加えた額	

① 単独設置

介護職員を配置する場合

定員数	令和6年4月～5月適用	令和6年6月以降適用
人	円	円
20人	137,100	138,600
21—30	91,800	92,800
31—40	80,500	81,400
41—50	71,800	72,600
51—60	60,700	61,400
61—70	57,400	58,000
71—80	50,400	50,900
81—90	49,900	50,400
91—100	44,900	45,400
101—110	43,300	43,800
111—120	39,800	40,200
121—130	40,500	40,900
131—140	37,700	38,100
141以上	36,200	36,600

② 単独設置

介護職員 1 名を配置しない場合

定員数	令和 6 年 4 月～5 月適用	令和 6 年 6 月以降適用
人	円	円
20 人	114,400	115,700
21—30	76,700	77,500
31—40	69,200	70,000
41—50	62,700	63,400
51—60	53,100	53,700
61—70	51,000	51,500
71—80	44,600	45,100
81—90	44,800	45,300
91—100	40,600	41,000
101—110	39,300	39,700
111—120	36,200	36,600
121—130	37,100	37,500
131—140	34,500	34,900
141 以上	33,200	33,500

③併設設置

介護職員を配置する場合

定員数	令和6年4月～5月適用	令和6年6月以降適用
人	円	円
10-14	140,700	142,300
15-19	94,200	95,200
20-29	89,500	90,500
30	64,800	65,500
31-40	60,200	60,800
41-50	48,400	48,900
51-60	40,600	41,000
61-70	35,000	35,400
71-80	30,700	31,000
81-90	32,400	32,700
91-100	29,300	29,600
101-110	28,400	28,700
111-120	26,200	26,500
121-130	27,900	28,200
131-140	26,100	26,400
141以上	25,300	25,500

④併設設置

介護職員 1 名を配置しない場合

定員数	令和 6 年 4 月～5 月適用	令和 6 年 6 月以降適用
人	円	円
10—14	95,300	96,400
15—19	63,900	64,600
20—29	67,100	67,800
30	49,700	50,200
31—40	48,900	49,400
41—50	39,400	39,800
51—60	32,800	33,100
61—70	28,400	28,700
71—80	25,100	25,300
81—90	27,400	27,700
91—100	24,800	25,000
101—110	24,500	24,700
111—120	22,400	22,600
121—130	24,500	24,700
131—140	22,900	23,100
141 以上	22,200	22,400

⑤ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独設置）
 共通職員 生活相談員を配置する場合

定員数	特定施設入居者生活介護の利用者	左記以外の一般入所者	
	令和6年4月以降適用	令和6年4月～5月適用	令和6年6月以降適用
人	円	円	円
20人	103,600	103,600	104,800
21—30	69,400	69,400	70,200
31—40	52,400	52,400	53,000
41—50	49,200	49,200	49,700
51—60	41,900	41,900	42,300
61—70	41,300	41,300	41,700
71—80	36,400	36,400	36,800
81—90	32,300	32,300	32,600
91—100	29,200	29,200	29,500
101—110	29,000	29,000	29,300
111—120	26,600	26,600	26,900
121—130	28,300	28,300	28,600
131—140	26,400	26,400	26,700
141以上	25,600	25,600	25,800

⑥ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独設置）
 共通職員 生活相談員を1名配置しない場合

定員数	特定施設入居者生活介護の利用者	左記以外の一般入所者	
	令和6年4月以降適用	令和6年4月～5月適用	令和6年6月以降適用
人	円	円	円
20人	79,700	79,700	80,600
21—30	53,600	53,600	54,200
31—40	40,500	40,500	40,900
41—50	39,700	39,700	40,100
51—60	34,100	34,100	34,400
61—70	34,600	34,600	35,000
71—80	30,300	30,300	30,600
81—90	27,000	27,000	27,300
91—100	24,500	24,500	24,700
101—110	24,700	24,700	24,900
111—120	22,800	22,800	23,000
121—130	24,700	24,700	24,900
131—140	23,100	23,100	23,300
141以上	22,400	22,400	22,600

⑦ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（併設設置）
 共通職員 生活相談員を配置する場合

定員数	特定施設入居者生活介護の利用者	左記以外の一般入所者	
	令和6年4月以降適用	令和6年4月～5月適用	令和6年6月以降適用
人	円	円	円
10—14	73,600	73,600	74,400
15—19	49,500	49,500	50,000
20—29	55,900	55,900	56,500
30	42,400	42,400	42,800
31—40	32,000	32,000	32,300
41—50	25,900	25,900	26,200
51—60	21,800	21,800	22,000
61—70	18,900	18,900	19,100
71—80	16,700	16,700	16,800
81—90	14,900	14,900	15,000
91—100	13,600	13,600	13,700
101—110	14,100	14,100	14,200
111—120	13,100	13,100	13,200
121—130	15,700	15,700	15,800
131—140	14,700	14,700	14,800
141 以上	14,700	14,700	14,800

⑧ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（併設設置）
 共通職員 生活相談員を1名配置しない場合

定員数	特定施設入居者生活介護の利用者	左記以外の一般入所者	
	令和6年4月以降適用	令和6年4月～5月適用	令和6年6月以降適用
人	円	円	円
10—14	26,000	26,000	26,300
15—19	17,800	17,800	18,000
20—29	32,200	32,200	32,500
30	26,600	26,600	26,900
31—40	20,200	20,200	20,400
41—50	16,300	16,300	16,400
51—60	13,800	13,800	13,900
61—70	12,000	12,000	12,100
71—80	10,600	10,600	10,700
81—90	9,600	9,600	9,700
91—100	8,800	8,800	8,900
101—110	14,100	14,100	14,200
111—120	13,100	13,100	13,200
121—130	12,200	12,200	12,300
131—140	11,400	11,400	11,500
141 以上	11,600	11,600	11,700

⑨特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独・併設共通）
 一般入所者に対する介護職員を配置する場合

一般入所者	令和6年4月～5月適用	令和6年6月以降適用
人	円	円
20人	34,200	34,500
21—30	22,200	22,400
31—40	27,900	28,200
41—50	22,300	22,500
51—60	18,600	18,800
61—70	15,800	15,900
71—80	13,900	14,000
81—90	17,400	17,600
91—100	15,600	15,700
101—110	14,100	14,200
111—120	12,900	13,000
121—130	12,000	12,100
131—140	11,000	11,100
141以上	10,300	10,400

⑩ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた場合（単独・併設共通）
 一般入所者に対する介護職員を1名配置しない場合

一般入所者	令和6年4月～5月適用	令和6年6月以降適用
人	円	円
20人	11,700	11,800
21—30	7,200	7,200
31—40	16,700	16,800
41—50	13,300	13,400
51—60	11,000	11,100
61—70	9,400	9,500
71—80	8,200	8,200
81—90	12,400	12,500
91—100	11,000	11,100
101—110	10,000	10,100
111—120	9,200	9,300
121—130	8,400	8,400
131—140	7,800	7,800
141以上	7,300	7,300

別表 2

本人からの事務費徴収額(月額)

(平成 10 年 9 月から適用)

対象収入による階層区分		本人からの事務費徴収額 (月額)
1	1,500,000 円以下	10,000 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000
10	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000
11	2,400,001 円～2,500,000 円	50,000
12	2,500,001 円～2,600,000 円	57,000
13	2,600,001 円～2,700,000 円	64,000
14	2,700,001 円～2,800,000 円	71,000
15	2,800,001 円～2,900,000 円	78,000
16	2,900,001 円～3,000,000 円	85,000
17	3,000,001 円～3,100,000 円	92,000
18	3,100,001 円以上	全額

(注 1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注 2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124004 号)の「1 「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成 18 年 1 月 24 日老計発第 0124001 号)の第 2 の 1 の (1) 「前年」の対象収入の取扱い、(3) 「収入

として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

(注3) 本人からの事務費徴収額(月額)は上表により求めた額とする。

ただし、その額が当該施設における事務費を超えるときは、当該施設の事務費(月額)を本人からの事務費徴収額(月額)とする。

(注4) 夫婦で入居する場合には、夫婦の収入および必要経費を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの事務費徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額(月額)とする。この場合100円未満の端数は切り捨てとする。

(注5) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。